

産業構造審議会保安・消費生活製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第15回）

議事録

日時：令和3年11月4日（木曜日）15時00分～16時30分

場所：オンライン開催

議題：

- (1) 基本制度小委を踏まえた中間とりまとめに対する意見聴取について
- (2) バルク貯槽の検査周期の見直し、特に内面の検査について【審議】
- (3) 質量販売に関する規制見直しの方向性について【審議】
- (4) 他工事事務事故対策について【報告】
- (5) 地域の災害リスクを踏まえた自然災害対策、容器流出防止対策について【報告】

議事内容：

○大谷委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第15回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催したいと思います。

委員長を務めさせていただいております大谷です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は5件ございますけれども、効率的な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から会議定足数の報告と資料について、確認をお願いいたします。

○長田補佐　大谷委員長、ありがとうございます。ガス安全室で総括補佐をしております長田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、室長の杉山が体調不良ということでございまして、室長に代わりまして私、長田とLP担当の補佐の堀のほうで資料の説明など対応させていただきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行に移りまして、まず初めに、前回の委員会開催以降に委員構成の見直しを図っております、一部委員の皆様にはオブザーバーとして今回御出席いただいているところでございます。

なお、本日の小委員会でございますが、天野委員の1名が御欠席ということでございます。また、高压ガス保安協会の会長の近藤委員でございますけれども、都合がつかないということでございまして、代理として同協会の鈴木様、また、茨城県防災・危機管理部長の堀江委員におかれましても、代理として同県の松本様に今回参加していただいているところでございます。

その上で、本日の会合でございますけれども、委員10名中9名に御出席していただいております。それで定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。オンラインで御出席の委員の皆様を含めまして、過半数以上の定足数に達していることを御報告させていただきます。

また、本日は委員の皆様にはコロナ感染症拡大防止のため、オンラインで御参加いただいておりますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいているところでございます。

なお、資料でございますけれども、事前に御連絡させていただきましたURLに掲載しておりますので、URLから閲覧をいただきますようお願いいたします。

また、前回委員会開催以降に経済産業省内で人事異動がございましたので、着任者の紹介をさせていただきます。

まず、大臣官房産業保安担当審議官に苗村が着任しております。続きまして、高压ガス保安室長に佐藤が着任しております。また、製品安全課長に田中が着任しております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、大谷委員長をお願いいたします。

○大谷委員長　それでは、最初の議題、産業保安基本制度小委員会中間取りまとめに対する意見聴取ということで、事務局から説明をお願いいたします。

#### (1) 基本制度小委を踏まえた中間とりまとめに対する意見聴取について

##### 資料1-1 産業保安基本制度小委員会 中間とりまとめの概要（抜粋・追記）

○長田補佐　どうもありがとうございます。それでは、資料1-1のスライドにつきまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず議題1、資料1-1でございますが、産業保安基本制度小委員会中間取りまとめに係る意見聴取についての御説明となります。

前回、液化石油ガス小委員会の開催の後に保安行政全般に関わる新しい取組としまして、本小委員会と同じ産業構造審議会の下に新たに産業保安基本制度小委員会を設置しまして、その中で6月に中間取りまとめを行ってございます。これについて御報告させていただき、御意見を頂戴したいといった趣旨でございます。

それでは、資料1-1のスライド2ページ目を御覧ください。我が国の産業保安をめぐるっては、内外におきまして大きな環境変化が起こっており、今後の産業保安規制体系の基本的在り方を考える大きな岐路に立っていると考えてございます。そのため、審議を行うこととしたものでございます。

保安体制の成熟や保安人材の枯渇といった環境変化を踏まえまして、スマート保安の導入などにより、従来の一律的な個別規制、事前規制という基本を改めまして、リスクに応じて規制の強度を変える柔軟でメリ張りのある制度体系を構築し、産業保安のさらなる高度化を図ることを考えました。保安規制体系の在り方を検討する際の視点としまして、液化石油ガス分野の関係では、各産業保安分野共通の視点としまして、スマート保安の抜本促進といった観点から検討を行っております。

それでは、次のスライド、3ページ目を御覧ください。こちらのスライドは、スマート保安促進の必要性について整理したスライドになってございます。近年、社会全体において官民を挙げて取組を進めておりますAI、IoT、ビッグデータ、ドローンといったテクノロジーについては、産業保安分野への展開も期待されているところでございます。

保安人材の多くを占める熟練層が今後大量に退職しまして、若年層の起用も困難な状況にある中で、スマート保安を導入することによって、保安レベルの持続的向上と保安人材枯渇問題への対処が必要であると考えているところでございます。

続きまして、スライド4ページ目を御覧ください。スマート保安を進める際の課題と方途について整理したスライドになってございます。今後、保安分野でスマート保安が進展していくに当たっての2つの課題を考えてございます。1つ目が左の箱でございますが、AI、IoT、ビッグデータといった革新的な技術の専門人材が保安分野に不足していること、2つ目が右の箱でございすけれども、投資効果の見えにくさとなってございます。こうした課題を取り除くために、事業者の人的、設備的投資意欲を喚起するようなインセンティブを生むための環境整備、政策誘導が重要であると考えております。

次のスライド、5ページ目を御覧ください。スマート保安を進めるための環境整備、政策誘導の在り方について整理したスライドになります。スマート保安による保安作業の合理化効果に加えまして、保安体制の成熟化を踏まえて画一的、詳細な個別規制を事業者の保安レベルに見合った合理的規制に見直すことで、テクノロジーを活用したメリ張りのある規制体系を構築することがあるべき姿であると考えてございます。

そして、それに向けて事業者を誘導するためにテクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対しまして、画一的な個別・事前規制によらず、自己管理型の保安へ移行することを許容し、手続、検査の在り方をこれに見合った形に見直すという制度的措置が有効ではないかと考えてございます。

次のスライド、6ページ目を御覧ください。スマート保安を進めるための新たな制度的

措置のイメージとしまして、高圧ガス保安の分野での先行例である認定事業者制度の紹介となります。テクノロジーを活用して保安の高度化に取り組む事業者へのインセンティブとしまして、めり張りをつけた制度的措置を適用して取組を促すという制度によって成果を上げているといったものでございます。

次のスライド、7ページ目を御覧ください。スマート保安の促進を念頭に置いた場合の事業者の在り方について整理したスライドになってございます。テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者ですが、こういった事業者には、合理的規制の見直し事項としまして、スライドの青枠の中段の右側にございます液化石油ガス法関係のところでございますけれども、これらの3項目などが検討対象になり得ると考えてございます。

それでは、次のスライド、8ページ目を御覧ください。スライド7ページ目で御説明させていただきましたテクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者ですが、こういった事業者がどのような要件を満たすべきかを整理したスライドになってございます。

スライドの左上にございますとおり、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティーなど関連リスクへの対応、こういった取組がしっかりとなされている事業者であることが必要であると考えてございます。

それでは、スライド9ページ目を御覧ください。本年6月の基本制度小委員会の中間取りまとめにおきまして、最後に今後の進め方としまして、これまで御説明させていただきました見直し項目ごとに関係主体から広く意見を聴取し、丁寧に調整を行う必要がある旨、まとめていただきました。

次の資料、具体的には資料1-2になりますけれども、この資料1-2において、液化石油ガス分野の夏以降の検討結果を御説明させていただきたいと考えております。

それでは、資料1-1の説明は以上になります。

○大谷委員長 ありがとうございます。まずは全体、産業保安基本制度小委員会としての考え方のまとめということになりますけれども、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問など御発言がある方はチャット機能にて発言の旨、メッセージをお入れいただきますようお願いいたします。若干の順番前後が生じるかもしれませんが、私から指名いたします。指名を受けましたら、S k y p e内のマイクをオンの状態にして御発言ください。

なお、発言後は、お手数ですが、マイクをオフの状態にしていただきますようお願いい

たします。

それでは、まずは全体に関する御発言ということで、最初に、近藤委員の代理ですけれども、鈴木様から御発言があるようですので、よろしくをお願いします。

○鈴木代理 KHKの鈴木です。

本日は、会長の近藤が所用で出席できないために私が代理で出席しておりますけれども、会長の了解を得た上で発言をさせていただきます。

KHKは、そもそもこの基本制度小委員会の議論の進め方と基本的な考え方の両方に大きな問題があり、安全性を損ねると考えております。このため、基本制度小委員会の結論が抜本的に修正されない限り、この案については、断固として反対をいたします。

まず、議論の進め方ですけれども、基本制度小委の検討は、産業保安規制を大幅に緩和する内容であるにもかかわらず、メンバーは産業保安の知識や規制の仕組み、事故の恐ろしさを知らない方々が中心であり、保安の重要性が軽視されています。KHKは、この液化石油ガス小委員会など、既存のそれぞれの小委員会できちんと専門家としての議論をすべきと主張してきましたが、本日の意見聴取は既に遅きに失しております。これでは、基本制度小委員会の結論を追認するだけの議論となってしまいます。

結果として、この基本制度小委の示した案は、国や自治体の規制からの実質的な撤退、効率重視、事業者負担の軽減、事業者の自立性への過度な信頼、この3つがベースとなっており、安全性の確保がないがしろにされております。このようなずさんな議論を前提とした制度改正には反対いたします。

内容面におきましても、基本制度小委が示した案は、言わばテクノロジーに名を借りた保安当局の規制からの撤退、規制の事業者への丸投げであり、この案では、安全を担保できないと考えております。もちろんKHKは、規制緩和自体を否定しているわけではなく、時代の流れに即して、十分な根拠の下にきちんとした議論があれば、積極的に緩和すべきと考えています。テクノロジーの活用にも賛成であります。しかしながら、現在の基本制度小委の案は、議論のプロセスや内容において到底納得できるものではございません。

るる申し上げましたが、KHKは安全を守るというただ一点から物を申し上げており、事故から住民や従業員の安全を守る立場から、安全性を損なう現在の案については反対であります。

本日は、恐らくこの後御説明があるであろう、この基本制度小委員会の中間取りまとめの中で提示されておりますLPガス分野の取組について議論されたいであろうということ

は私も承知しておりますが、KHKといたしましては、そもそもその前提である基本制度小委員会の進め方や考え方に反対であるということを申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございます。基本的なプロセスの問題ということなのですが、これについて事務局から何か見解をお願いいたします。

○正田課長　事務局でございます。事務局の保安課長をしております正田でございます。

1点、プロセスについての御指摘がございましたけれども、今の点につきましては、6月だったと思いますが、親分科会に当たる保安・消費生活用製品安全分科会の分科会長である横山先生から各小委員会の委員長に通知がございまして、その中で明確に整理されておまして、今回の制度改正、制度見直しにつきましては、まず6月18日に定められた成長戦略が政府として閣議決定しているわけでございますけれども、この中で2022年の通常国会に向けて法制度も整理していくということになっているものですから、そのスケジュール感を考えても、基本的には産業保安基本制度小委員会で審議、取りまとめを行い、その際、重要な案件でありますので、各小委員会の委員の方々からしっかり意見聴取をさせていただくということで、横山分科会長から各小委員長に通知がございまして、各小委員会の委員長からは事務局を通して委員の方々に夏前の時点でそういった御通知を申し上げているかと思えます。

以上でございます。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。プロセスについては、もう既に事前に御説明はされているということになっております。

それでは、続いて、吉川委員、御発言があるようですので、お願いいたします。

○吉川委員　吉川でございます。

今、御発言を聞いて非常にびっくりしたのですが、やはりこの基本小委の取りまとめについて思うところは、規制緩和をした上で、事業者の自立的な保安に任せようというのであれば、なおのこと事業者の方たちにやる気になってもらわなければいけないわけで、それを束ねていらっしゃる、ある意味支援されている高圧ガス保安協会さんがプロセスについても疑念を持っていらっしゃるというのは大変残念なことだなど。特別の委員でもいいし、そういう業界団体にはいち早く、単にこういう委員会でやるということだけではなくて、もっとコンセンサスを取る、取りまとめる上での丁寧な御説明がなかったのかなという意味で残念に思いました。

私自身はエネルギー共通の横断的な保安体制をつくっていくという全体的な考え方には賛成なのですが、この間のガス小委でも申し上げたように、それぞれのエネルギー特有の問題とか、あるいは担い手である業界の特質、特に液石は中小の企業が多いように実感しております。そうすると大々的な投資をしてIT化を促進しろといっても、なかなか難しいのではないかと思いますし、まだまだ死亡事故もこの間も出ましたし、そういう事故の実態というのでも無視はできないと思っています。

そういう意味では、ぜひ業界特有の事情も特別条項として盛り込みながら、スキームを設計していただきたい。その際には、事故実績というのは、十分に考慮すべき点として制度設計をしていただきたい、かように思います。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。この点につきましても、事務局からお願いいたします。

○正田課長　今御意見いただきましたことについては、御意見の内容につきましては、しっかり承らせていただきたいということでございます。最初におっしゃった委員会以外の様々な関係者の方々との関係という点につきましては、これは6月に行った中間取りまとめにおきまして、事業者や地方自治体などの関係者の方々からの意見をしっかり聞いて、それをしっかり反映させなさいという御指摘をいただいておりますので、事業者の方々、まず高压ガス分野でいえば、様々な事業者団体がありますけれども、そういった方々や地方自治体の方々とも液化石油ガス部分も含めて、全体、延べで70時間から80時間意見交換させていただきました。特に自治体の法執行を行っている方々とはしっかり議論させていただきまして、11回のブロックごとの会議に加えて、幾つかの特に関係の深い自治体様とはそれぞれ数度にわたって意見交換をさせていただいております。そういったものも反映した上で、それから液化石油ガス事業者の方々にも、大企業、中小企業、それから零細に近い非常に小さな企業の方々、こういったところの方々にも御意見を聞きながらプロセスを進めさせていただいております。

それから高压ガス保安協会さんとの関係では、もちろん意見交換をしてきているわけですが、産業保安基本制度小委員会にも久本理事に御参加いただいておりますので、そういった中で様々な委員の方々の意見を伺いながら調整をさせていただいてきたところでございまして、具体的な中身としては、今事務局から御説明したのは、中間取りまとめの6月までの議論でございまして、それを踏まえまして、様々な事業者の方々、関係者の方々から

御意見を伺った内容をこの後、しっかり事務局から説明させていただきまして、液化石油ガス関係の方向性についての御説明をさせていただいて、またそれも踏まえて御意見を頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。ほかはよろしいですか。今の御説明が全体の話で、次に、こちらの小委員会でありますところの液化石油ガス関係について取りまとめられた資料が資料1—2ということになっておりますので、こちらの説明をお願いいたします。

資料1—2 第6回産業保安基本制度小委員会 都市ガス・液化石油ガス分野における今後の取組（抜粋）

○長田補佐　委員長ありがとうございます。それでは、中間取りまとめ以降、意見交換を重ねまして、液化石油ガス分野での今後の取組ということで、資料1—2について御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、資料1—2の2ページ目を御覧ください。まず、これまでの取組についてのスライドになってございます。液化石油ガス業界では、平成8年より保安確保のための機器の設置及び管理の方法について認定を行う認定販売事業者制度を運用してございます。

また、マイコンメーターの普及率は100%でございまして、マイコンメーターとの通信により保安情報を得て、遠隔遮断を行う集中監視システムが確認されているという保安基盤もございます。

注書きの※2のところがございますが、令和2年度現在の集中監視システムの普及率は約24%、これによる死傷者数の減少は下段の右の表にございますとおり、平成8年との比較で75%減となっております。

次のスライド、3ページ目を御覧ください。スライド1で御説明させていただきました状況を踏まえまして、今回の液化石油ガス分野における制度的措置の方向性をお示しさせていただいたスライドになってございます。

液化石油ガス分野では、重大事故の件数は減少するなど、これまでの認定販売事業者制度が有効に機能していると評価してございます。

他方で、個々の消費先に設置される設備が保安の中心となりますことから、AI、ビッグデータなどを活用したスマート保安が本格的に導入されるのは、もう少しそれらの技術が普及して導入ハードルが下がってからになると考えてございます。



これらを踏まえまして、今般はスマート保安を前提とした新たな制度的措置は行わないこととする一方、保安の高度化に資する認定販売事業者制度について、集中監視システムの普及をさらに促すために、低頻度通信型集中監視システムの導入事業者も対象に加えるなどの措置を検討することといたしました。

また、先月、10月12日の第6回産業保安基本制度小委でございますけれども、こちらのスライドで御説明させていただきまして、オブザーバーの日本LPガス協会様からは2点の御意見をいただいております。

1つ目が今後のIT技術の進展などを踏まえた対応として、現行の認定制度、ゴールドとシルバーでございますけれども、これらのさらなるインセンティブ措置が可能か検討いただきたい。もう一点目、2点目でございますけれども、常時通信システムではない認定販売事業者制度について、保安レベルの維持とバランスが取れるようなインセンティブにするべきといった御意見をいただいているところでございます。

資料1-2の説明は以上となります。

○大谷委員長 ありがとうございます。ということで、液化石油ガスのほうは取組としてこのようなことを考えているということでございますけれども、それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問など御発言がある方はチャット機能にて発言の旨、メッセージを入れてくださいますようお願いいたします。それでは、まずオブザーバーの全国LPガス協会から御発言があるようですので、よろしく願いいたします。

○村田オブザーバー ありがとうございます。全国LPガス協会の専務理事の村田でございます。

今、御説明いただいた認定販売事業者制度の拡充の話とは別の話になりますが、近年はIoTの進歩が非常に目覚ましいものがございます。点検、調査などにつきましても、端末によって管理されている事業者も増えておりまして、業務管理の電子化が進んでおります。こうした実情を踏まえまして、今後、特に業務担当者の人材不足が非常に懸念されているところでございますので、業務主任者数の選任数の緩和について、今後、制度設計のときに配慮いただければと思っております。

いずれにいたしましても、保安のレベルの維持と同時に、新しいこういった技術を活用したやり方というのが進んできますと、これからの保安の向上に資すると思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

特に我々事業者から見まして、使いやすいものになることが大事だと思っておりますの

で、その点、御配慮いただければと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、ほかは特になさそうですので、本日は液化石油ガス小委員会の皆様より貴重な御意見を賜りましたので、今後の産業保安基本制度小委員会で議論いただきたいということを事務局に対応お願いしたいと思っております。関係者の意見聴取はしながら進められているということですので、その辺りは御心配ないようというか、御懸念には及ばないということもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたしたいと思っております。

本日の委員の皆様のお意見に関しまして、事務局から何かコメントや補足はございますでしょうか。――よろしいですか。特になさそうですので、関係者の御了解とか合意を得ながらというのが基本的なところだと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。議題（２）バルク貯槽の検査周期の見直しについてということで、事務局から説明をお願いいたします。質疑応答、意見交換は事務局から資料について説明した後をお願いしたいと思っております。それでは、説明をよろしくお願いたいたします。

#### （２）バルク貯槽の検査周期の見直し、特に内面の検査について【審議】（資料２）

○堀補佐　ガス安全室・堀琢磨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）バルク貯槽の検査周期の見直しの資料を御覧ください。

次のページをお願いいたします。バルク貯槽の検査周期の課題でございます。バルク貯槽につきましては、現行法令において２０年以内の初回の検査を受けまして、その後５年ごとに検査を行うこととしております。検査内容は、外面の目視検査、鋼板の厚さ測定、非破壊検査、内面の目視検査、気密試験の５つでございます。

中段右側のグラフにありますとおり、バルク貯槽が導入されたタイミングは、１９９８年頃からでございます。今年は２０２１年でございますので、初期に導入されたバルク貯槽は２０年目検査を受けて、２５年目の検査をこれから受けようとするタイミングでございます。導入間もなくは長期の使用が可能かどうか明らかでない状況でありましたが、２０年を経過したバルク貯槽が世に出てまいりましたので、令和元年度から令和２年度にかまして、貯槽を切断して内部の健全性を確認する等、検証を行いました。

本件、高圧ガス保安協会への委託事業におきまして、専門家による検討を重ねました。大谷委員長にも技術的な見地から確認していただきました。今回、合理化の案を提示したいと思います。

次のページをお願いいたします。外面の目視検査、鋼板の厚さ測定の在り方についてでございます。LPガスは北海道から沖縄まで、外洋に面する地域から山地まで多様な環境下で使用されています。腐食環境が厳しい沿岸地域に設置されたバルク貯槽の一部におきましては、腐食が確認されております。また、内陸部において塗装の劣化なども確認されているところでございます。

これら検査結果を踏まえますと、確かに直ちに問題となる外面腐食は見られなかったものの、LPガスは国土のあらゆるところで使われていることに鑑みまして、安全サイドに判断しまして、外面の目視検査と鋼板の厚さ測定に関しては、現行法令通りの5年周期を維持するということが妥当と考えました。

5ページに移りたいと思います。非破壊検査の在り方でございます。20年目検査を経たバルク貯槽につきまして、溶接部の非破壊検査を行ったところ、不具合は見られませんでした。また、20年目検査で不具合が確認された場合はグラインダーで研磨後、非破壊検査により不具合がないことを確認の上、再利用されるということになります。

そのような措置がなされた個体についても、今回、非破壊検査を行い、不具合のないことを確認しております。これら検査結果を踏まえますと、検査周期につきましては、20年目検査で溶接部全線の非破壊検査を行って、不具合が検出された場合は全て処置をする。そうしたものに限って、25年目、30年目及び35年目検査での非破壊検査は省略しても差し支えないと考えます。

ただし、外面の目視検査において、溶接部に不具合が確認された場合は、非破壊検査を行うこととしております。

6ページでございます。まず、左手の写真でございます。これは20年のバルク貯槽を開放した直後の写真であります。これは自分自身も非常に驚きましたが、LPガス用途で20年使った貯槽の内面は、光沢を帯びた銀色の極めてきれいな状態でありました。

中央の写真でございます。これを開放しまして1か月たちますと、これは鋼板でありますので、全面に赤茶けたさびが発生いたします。

右の写真でございます。これは顕微鏡観察の写真でございます。20年たって1か月空気に触れた状態の写真でございます。さびは0.03ミリ程度でございます。40年たっ

て、仮に2倍としましても0.06ミリ程度になります。ほとんどさびの影響はないかと思われます。内面の腐食は開放によって空気に触れない限りは、限りなく進展しないと考えられ、検査周期につきましては、貯槽が開放されないことを条件に25年目検査、30年目検査及び35年目検査での内面の目視検査は省略しても差し支えないと考えました。

次の8ページをお願いします。気密試験は内面の目視検査等によって、貯槽を開放することに併せて常用の圧力以上の圧力による気密試験が求められているところでございます。開放検査時の附属機器の取り外し、取り付けに起因する接続部の漏えいがないことを気密試験において確認しております。

今回、貯槽が開放されないことを条件に25年目、30年目及び35年目における内面の目視検査を省略することとした場合であります。接続部の漏えいリスクが発生しないということから、常用圧力以上の圧力による気密試験についても行わないこととするというのが合理的と考えます。

他方で、LPガスを入れた運転の状態において、接続部の緩みなどによる供用状態での漏えいがないことを念のため確認するため、LPガスを入れた状態で気密試験を行うこととするということが適当と考えられます。

なお、附属機器の接続不具合等、何らかの要因によって開放状態になってしまった場合は、接続部との漏えいがないことを確認するため、従来どおりの気密試験を行っていただくということになるかと思います。

次のページをお願いいたします。ここまで御説明してまいりました5つの検査項目の検査周期の見直し方針について一覧表としてまとめたものになります。基本的に外面については現行のまま、内面については健全性が確認されましたので、検査周期と、方法を見直しています。

次のページをお願いいたします。これは概念図として整理したものとなります。図の緑の部分、20年目と40年目につきましては、従来どおりフルラインナップの検査を行う。その間の内面検査については見直しをするということを御提案したいと思います。

次のページをお願いいたします。これはあくまで参考でありますけれども、過去内面の劣化に起因する事故は見られないということでございます。他方で、これは後ほどまた御説明したいと思いますが、他工事事故でありますとか、あとは施工不完全、あるいはバルク供給はどうしても供給管、配管が長くなってまいりますので、そういった部分からの事故等が懸念されるわけでありまして、この点に関しては、販売事業者とともに事故防止対

策、徹底的に行いたいと思います。

私からは以上でございます。

○大谷委員長 御説明いただきましたように、バルク貯槽について20年目点検を受けるようなものが出てきたということで、実態に合わせて検査周期の見直しということについて検討してみたということでございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問など御発言がある方はチャット機能にて発言の旨、メッセージをお入れいただきますようお願いいたします。既に幾つかありますので、若干の順番前後が生じるかもしれませんが、私から指名いたしますので、指名された順番に御発言をお願いしたいと思います。それでは、まず吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 私から発言させていただきます。

スライドの5ページ、まず冒頭に、ただいま御説明いただいた見直しの基本的な概要については賛成です。その上で申し上げます。

立法事実としては、40年を経過したバルク貯槽は現存していないということだと思います。20年目検査を経た段階でこの見直しをされるということですので、一番下にある「ただし」というところが非常に重要になってくるかと思えます。25年目検査以降で外面の目視検査がちゃんとしっかり行われることをぜひ担保してほしいということと、そして、そこで不具合が確認された場合は、バルク貯槽本体に負担があったとしても非破壊検査で不具合がないかどうかを確認していただきたいというのが1点です。

もう一つは、6ページ目、結局開放されたかどうかということがこの制度見直しの根幹に関わってくると思うのですが、タンクが開放されたことがちゃんと届出られるのかどうか、そういう仕組みになっているのかどうか、ここをちょっと疑問に思いましたので、教えてください。

以上です。

○大谷委員長 よろしいでしょうか。では、事務局から回答をお願いいたします。

○堀補佐 堀でございます。

コメントありがとうございました。吉川委員おっしゃるとおり、外面の目視検査をしっかりと行うというところ、これは実行上担保していきたいと思えます。外面の目視検査の手順は基準としてKHKSに含まれる内容ですので、ここは高压ガス保安協会としっかり連携して進めていきたいと思えます。

もう一つの開放については、基本的に販売事業者が管理をするものでありますが、管理台帳等、何かしっかり見られるようなことを考えたいと思います。

非常に重要なコメント、誠にありがとうございます。

○吉川委員　ぜひよろしくをお願いします。検査の不正というのも残念ながら日本で枚挙にいとまがないので、ぜひそこら辺、管理監督が効くようにお願いいたします。

○大谷委員長　大事な点かと思います。

それでは、続きまして、堀口委員、お願いいたします。

○堀口委員　堀口です。

私の質問なのですが、この案に反対するとかという話ではなくて、一般的に物が経年、年を経ると劣化していきますよね。20年たった後は5年単位、それを5年必要ではないだろうということで、ではまた20年みたいなイメージで捉えたのです。かつそれだけ経年したものが今ないというときに、いきなり同じ幅の同じ年数で単純に考えていいのだろうかという印象があるのです。

私は、このガスの機材、材質とか、そういうことが専門ではないので、感覚として専門家よりは多分リスクを高く見積もってしまっていると思うのです。多分専門家の方々でこういうことだから同じ年数の期間の検査で不具合が生じないだろうという結論に達したと思うのですけれども、そのところをちょっと詳しく教えてもらえないだろうかというところでは。

1つは、今ちょうど出ているスライドに開放することによっても多分劣化が進むのだろうと思うので、何回も、5年に一遍開けるというのも、それ自体が劣化させていくことになるのだろうと思うのですけれども、もう少し何か説明してもらえるとありがたいと思ひまして、質問しました。よろしくをお願いします。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。

○堀補佐　ありがとうございます。そうしましたら、資料の7ページをお願いします。堀口先生、御質問ありがとうございます。大事な指摘だと思います。本件は、外面と内面に分けて考えております。外面については、日本全国で環境が異なり、厳しい環境下で使われることもありますので、ここは20年たった後、5年毎のままということにしております。

一方、内面についてでございますが、LPガス自体、腐食成分が入っていないというのが実態でございます。さらに念のためですけれども、バルク貯槽の中の残留ガスを分析し

て、腐食に影響を与える成分値というのがあるのだろうかということも調査をしております。

その結果でございますけれども、表のとおりであります。腐食について、最も腐食に寄与しやすいものが硫化水素でありますけれども、硫化水素につきましても、全く検出されておらず、検出下限以下の濃度ということでございました。L Pガスの品質に関するガイドラインでL Pガスの成分などが決まっております。日本全国L Pガスの品質については同じようなものであります。したがって、腐食に寄与するものがないということも確認して、その結果、内面については緩和という方向にさせていただきました。

あと、もう一つの指摘でありますけれども、おっしゃるとおりでありまして、1か月するとすごく赤さびが出てきます。ここは逆に開放しないほうが内面の健全性は保たれるというところもまた事実でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○堀口委員 ありがとうございます。ポイントが2つということですね。結局、腐食に寄与するものがない、いわゆるリスクが内部にない。それから開放することによって逆にリスクが上がってしまうというところから、内面に関しては、今の5年に一遍というのではなくて、今回の期間を変えるということですね。

○堀補佐 そのとおりでございます。

○堀口委員 分かりました。ありがとうございます。

○堀補佐 おまとめいただきまして、ありがとうございます。

○大谷委員長 よろしいでしょうか。この場合には開けて空気を入れるというのが一番腐食リスクを大きくするということかと思えます。

次に、オブザーバーの全国L Pガス協会から御発言をお願いいたします。

○村田オブザーバー ありがとうございます。それでは、本件につきまして、発言をいたしたいと思えます。

現状、85%近くのパルクがくず化、もしくはシリンダーへの入れ替えということでありまして、必ずしも検査をまた受けるということになっていなかったわけでございます。今回の規制緩和で、20年検査以降、5年ごとの検査が簡易化されることとなりますので、販売事業者にとっても検査を選択する可能性が高まると思われます。

他方、今御説明がありましたとおり、開放する前の段階では非常にクリーンな状態で、むしろ開放した後、腐食が進行したということでございますので、また、御説明がありま

したとおり、L P ガス自体に腐食を促進させる成分は含まれていない。開放によって、むしろ腐食するリスクがあるということが分かってきたわけですので、今後、20年検査のときの内面検査が果たして必要かどうかにつきましても、緩和に向けて御議論いただきますとさらによろしいかと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　よろしいでしょうか。現在の検査結果からすると、20年で開けてしまったから腐食が起こっているという見方もできなくはないので、それをどうするかというのは検討課題ということにはなろうか思います。現状、今回は20年目で開放検査をして、それ以降の開放検査を次の20年間はやらなくてもいいのではないかということの見直しということになっております。

ほかには御発言という方はいらっしゃらないようですので、本件につきましては、御提案のとおりお認めして、周期の見直しということの検討を行っていただくということにしたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきまして、議題（3）の質量販売に関する規制見直しの方向性について事務局から説明をお願いいたします。

### （3）質量販売に関する規制見直しの方向性について【審議】（資料3）

○堀補佐　堀でございます。

資料3を御覧ください。質量販売に関する規制見直しの方向性でございます。

次のページをお願いいたします。課題認識でございます。L P ガスの質量販売は、移動を伴う設備や固定利用の際のL P ガス供給方法として利用されております。近年はキャンピングカーでの利用による移動範囲の拡大や、別荘や過疎地の住宅でガスの消費量が少ない場合に使われるなど、昭和40年代当時と比べますと、利用形態が多様化されているということでございます。

移動と固定に分けております。移動を伴う利用の場合では、告示で定める30分以内の緊急時対応ができないことを理由に、キャンピングカーなどの用途で販売を断られる事例があります。また、固定して使用する場合には、昭和40年代当初におきましては、質量販売はコンロ等の用途に使用するというを想定していたために、これを住宅に使用しますと、住宅の給排気設備に係る技術基準が適用されないということなど、使用状態の多様化に合わせて不具合も生じているというのが現状でございます。



次のページをお願いいたします。現行法令におきましては、保安業務に係る技術的能力としまして、原則として保安機関が30分以内に到着して、所要の措置を行うことができる体制を確保するということが、これは告示に定められております。簡易な消費設備を使用する質量販売におきましては、保安機関等が駆けつける前に消費設備の管理責任を負う一般消費者等が自ら閉栓等で安全に対処するという事例が主となっております。趣旨は緊急時対応をしっかりとした知識を有していることを条件に一般消費者が行うことを認めるということであります。

その下でございますけれども、なお書き以下でございます。保安機関が緊急時対応を行うケースでありましても、今現在、大手の保安機関が多数の事業所を持っている場合がございます。複数の事業所を展開する保安機関が情報管理システムを活用して、事業所間で顧客情報を共有することにより、より広域でのガスの利用を可能とするという方法でございます。

今の件は右下の図でありますけれども、事業所ごとに30分駆けつけ範囲というのがございまして、事業所が近接している場合は、契約により、その事業所間のエリアを今でも行き来できるということであります。

前段のほうでありますけれども、これについては、今、令和3年度委託事業において、検討を行いつつあるということであります。以上が、移動に関する規制見直しの方向性でございます。

次のページをお願いします。続いてでございます。今度は固定して使用する場合の対処方針になります。住宅等において質量販売に変えた途端に給排気の基準が適用されなくなるという状況でありますので、これを手当てする必要があるのではないかという問題意識でございます。

過疎地の住宅や非定住型の別荘などでは、室内据付け形式の給湯器を設置している例が見受けられます。例えばですけれども、以前は3世代の大家族で住んでいまして、ガスを多く消費して、軒先には50キロボンベを2本並べていました。ところが、今は高齢者が1人で住まわれており、消費も少なく、小さな容器で質量販売の供給形態である、という事例があったとします。このとき、50キロボンベなどで体積販売でありますと、給排気の基準がしっかり適用されるわけですけれども、質量販売となりますと、給排気の基準が適用されないということでございます。こういったところを手当てしていくということでございます。

最後のページは参考でありますけれども、これまでの質量販売に関する規制の流れ等を記しております。

簡単ですが、事務局からの御説明は以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。質量販売に関する規制の見直しの方向性ということでございますけれども、ただいまの議題につきまして、御意見などがありましたら先ほどと同様をお願いしたいと思います。それでは、近藤委員の代理の鈴木様、よろしく願いいたします。

○鈴木代理　ありがとうございます。事務局が示した案に基本的に賛成いたします。3ページでお示しいただいた一般消費者が屋外に移動して使う場合、これは言わば積年の課題だと認識しておりますけれども、事務局が提示いたしました一般消費者の方に一定の知識や技量を身につけてもらう。その上で緊急時対応を認めるということは現実的な対応であり、実効性も期待できると思っておりますので、この方向で検討を進めていただきたいと思います。

あと、4ページ目でお示しいただきました固定使用する際の給排気の規定については、体積販売と同様、やはり保安確保の観点から必要であると考えておりますので、この方向で御検討いただければと思います。

私もKHKは特に講習のところ、LP分野での講習に関しまして、長年の経験、あるいは知識がございます。したがって、この方向性が認められるのであれば、この講習の具体化及び実施という形でぜひとも貢献をさせていただきたいと考えております。

発言は以上です。ありがとうございました。

○大谷委員長　ありがとうございました。基本的に賛成ということで、特に講習の辺りについては御尽力いただくことも多いかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、続いて、オブザーバーの全国LPガス協会さん、お願いいたします。

○村田オブザーバー　全国LPガス協会でございます。

本件につきまして、近年、キャンピングカーとかが非常に流行しておりまして、そうした形で質量販売を希望されるお客様が増えておりますけれども、この30分で駆けつけなければいけないということが課題になっておりまして、なかなか質量販売の希望に沿いかねるというのが実態でございました。

他方、今回のように消費者自らが緊急時対応業務を実施する、それに向けてきちっとした措置を行うという方向で制度の担保がなされたというのは非常によろしいことだと思

ております。

屋外消費の管理者に向けて講習の実施、非常に合理的でございまして、これがぜひとも実効が上がるような形にしていただければと思っております。実際に講習を受けたということの証明書か何かは提示されまして、初めて販売事業者のほうがLPガスの販売を行うといった実態が定着するように、今後努力いただければと思っております。

また、体積販売との規制の一元化についても重要だと思っております、この方向でお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございます。実効が上がるような仕組みという辺りのところがポイントになるかと思えます。

それでは、次に、吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員 たびたびすみません、今最後におっしゃったことが非常に重要だと思っております、消費者の方に講習を受けていただくことについての義務づけをどうやって行うのかということで、やはり販売をする条件として講習を受けていただくというようなことを販売契約のときに消費者の方にも誓約していただき、事前に販売業者さんのほうは講習の受講証を確認する義務というか、それを規定していただくなどして、ぜひ実効性のある制度にしていいただきたい、それだけを望ませていただきます。

以上です。

○大谷委員長 ありがとうございます。大事なところかと思えます。見直しの方向性としては特に御異論はないということだと思えますので、それでは、ほかにはなさそうですので、一応この方向で見直してもらおうということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここまでの審議事項だったのですけれども、次、報告事項に移りますが、それでは、次の議題（４）他工事事務局事故対策について、事務局から説明をお願いいたします。

#### （４）他工事事務局事故対策について【報告】（資料４）

○堀補佐 続いて、資料４でございます。他工事事務局事故対策でございます。

次のページをお願いします。本件、前回、3月の液石小委におきまして、2020年の事故件数の27%が他工事事務局事故であったという御報告をいたしました。下の左の図のように、近年、他工事事務局事故件数が増えて高止まりになっているというのが現状であります。

右の表でございます。他工事事故の原因の表でございますが、青色の項目を縦に御覧いただきたいと思っております。上下水道工事、解体工事、掘削工事、改装等工事、建設工事などが挙がっております。

次は漏えい等の場所について、今度は表の緑色の項目を横に見ていただきますと、埋設された供給管、配管、露出した供給管、配管、それから未撤去の容器、貯槽、これはL Pガスが入っている容器、貯槽でございます。こういったところが主な場所でございます。

あと、表の下のほうに書かれていますとおり、事前の連絡がない、あるいはガス管が埋設されている認識がない状態で工事を行っていることなども要因となっております。

次のページをお願いいたします。このような背景の下、周知、啓発活動が行われております。国の取組といたしましては、経産省から国交省や厚労省等の関係省庁、関係業界に対しまして、事故防止の徹底を毎年要請しております。前回、液石小委で皆様に御承認いただきました「液化石油ガス安全高度化計画2030」におきましても、他工事事故防止対策について言及しております。

このように、今後とも他工事事故対策といたしまして、広く周知徹底が図れますよう他工事事業者及び従事者、国、都道府県、L Pガス事業者等による連携した取組をさらに進めていく予定でございます。

次のスライドをお願いいたします。さらにもう一步進められないか、ということで、これは委託事業において、今検討しているということでございます。幾つか例示をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、使用されなくなったL Pガス供給設備の契約終了後の速やかな撤去であります。特にL Pガスが入ったボンベやバルク貯槽でございます。

2つ目は販売事業者への連絡でございます。例えばですけれども、消費者等への周知文に何か他工事施工を御自宅の敷地内で行う際には、販売事業者に一言連絡するよう明記をするということも考えられるということです。

3つ目でありますけれども、埋設管などの存在を明記するための表示というのも大切なことかと思っております。

令和3年度委託事業におきまして、過去の事件事例を分析しまして、事故抑制の効果のある場所、例えば道路に埋設される配管でありますとか、供給形態、大量漏えいにつながる集合供給などがあります。あと、部位、埋設配管の立ち上がり部など、これまでの事件事例を分析して表示の在り方というのも検討していきたいと思っております。

このような点を踏まえまして、各関係者と連携を図りつつ、さらなる取組をしていきたいと思いをします。

以上、御報告でございます。

○大谷委員長　ありがとうございます。本件は報告事項ということになっておりますが、御質問などがございましたらお願いしたいと思います。先ほどに倣って、チャット機能で発言の旨をメッセージで送っていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。それでは、吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　たびたびすみません。最後のところで、やはり契約終了後に撤去がなされないまま残ってしまう例が多いということ、これを何とか改善したいと思いました。専門知識がなくて申し訳ないのですが、残された配管等設備の中から残存ガスを抜くということがまずできないのかという質問が1点です。その質問に対する答えを先にお聞きできてしまうのであれば、それを聞いてからもう一つの意見は申し上げようと思いますが、委員長にお任せします。いかがいたしましょう。

○大谷委員長　では、続けてお願いします。

○吉川委員　承知しました。家電製品でリサイクル料金があらかじめ購入時に転嫁されているのと同じように、LPガスの供給を申し込むときに、埋設時に撤去費用も将来徴収することが少なくとも合意される、あるいは費用を転嫁してしまうとかというようなスキームは取れないのかということと、契約を終了するときの申出と同時に配管の撤去ということについての同意も擬制される、あるいは明記されて同意が成立するというような仕組みをぜひ考えていただけたらと思いました。

以上です。

○大谷委員長　いかがでしょうか。

○堀補佐　吉川委員、大変重要な御指摘、誠にありがとうございます。まず、契約終了後の速やかな撤去のところでありませけれども、一般に、LPガスの供給管、配管の中に入っているガスというのは、非常に少量でございます。むしろLPガスのボンベとかバルク貯槽のほうが問題でありまして、例えば、昨年11月、奈良県内で建物を解体したときにまだバルク貯槽がそのまま置いてありまして、重機でバルク貯槽を解体しようとしたという事象事例がございました。500メートルぐらい道路を封鎖して何時間か漏れ続けたという事態がございますので、LPガスが入っている容器ですとかバルク貯槽を何とかできたらと思っております。

今、例えばボンベなどでは、一般消費者等から要求があった場合に遅滞なく撤去することが義務づけられているわけですが、要求がないと撤去できないのかとか、その辺りも委託事業において検討を進めていきたいと思います。

もう一つの埋設管の撤去の話でありますけれども、実際の所有形態は様々であります、主にメーターまでの供給設備におきましては、これはLP事業者の責任でありますので、これはLPガス事業者が撤去するものと思います。

一方で、メーターから先の埋設管がもしあればですけれども、これはケース・バイ・ケースだと思います。私がお話ししたのは、あくまで一例でございます、実際のところは所有形態だとか、責任形態なども関わってくると思います。これについても関係方面とよく議論しながら委託事業で検討を進めていきたいと思います。大変重要な御指摘を賜りました。誠にありがとうございます。

○大谷委員長　吉川委員、よろしいでしょうか。

○吉川委員　所有が誰にあるかという問題と、あと撤去するのに敷地内に入らなければいけないかという問題も両方合わせて解決しなければいけないと思っていますので、それを契約書の中で消費者から一気に同意を取り付けておくということが有用なのではないかというのが、私が一番申し上げたかったことです。

以上です。

○堀補佐　誠にありがとうございます。

○大谷委員長　その辺りも考慮して検討していただくということになるかと思います。

続いて、オブザーバーの全国のLPガス協会さん、お願いします。

○村田オブザーバー　全国LPガス協会でございます。

本件、他工事に起因して事故が起きるといのは大変ゆゆしき事態だと思っております。他省庁所管法令の事業者の方々にその辺は注意をいただくということがまず基本になると思いますので、引き続きその辺の働きかけはよろしくお願ひしたいと思っています。

他方、さらなる普及啓発の検討ということでございますが、実効性のある措置で、かつ販売事業者が過度の負担にならないような制度設計が必要だと思っておりますので、業界サイドとよく御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　ありがとうございました。その辺りも御配慮いただけるということだと思います。それでは、ほかはないようですので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

ます。

最後の議題です。地域の災害リスクを踏まえた自然災害対策、容器流出防止対策について、事務局から説明をお願いいたします。

(5) 地域の災害リスクを踏まえた自然災害対策、容器流出防止対策について【報告】

(資料5)

○堀補佐 地域の災害リスクを踏まえた自然災害対策、容器流出防止対策についてでございます。これは1枚のスライドでございます。

本件は、2020年12月の液石小委の自然災害対策の議題に関わるものでございます。その際には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本件につきましては、令和3年6月18日省令改正を行いましたことを御報告したいと思います。具体的にはハザードマップを見つつ、浸水想定区域などにおきまして、容器のベルトまたは鎖の二本がけ等を義務づけるものでございます。

本件、6月18日に公布されまして、施行は本年12月1日となります。既に省令の施行の際、現に設置されている設備におきましては、令和6年6月1日までにこうした鎖の二本がけ等を行っていただくということでございます。

本件につきましては、全国LPガス協会ほか関係者と一体となって実行を進めているところでございます。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございます。容器が流れ出さないようにということで、このような対応を取っているということですが、本件は報告事項ということになっておりますが、御質問等ございますでしょうか。それでは、浅野委員から御発言があるようですので、よろしく申し上げます。

○浅野委員 浅野でございます。今空港なので、背後に音が入りますが、すみません。

この件については非常に重要な取組だと思っています。それで、ハザードマップが全国的に国の主導で整備されていますが、ハザードマップを見ると、浸水地域というのはもちろんあるのですが、浸水した場合に家屋が倒壊、流出する可能性が極めて高い地域というのも全国的に地図に明確に示されているのです。ということで、家屋が倒壊、流出してしまいますと、つなぎ止めるもへったくれもないというような状況になりますので、地域によってはそういう場所もあるということで、ですから家屋ごと流された場合も踏ま

えて、どういう対策を取っていったり、啓発をしていくのかというところをちょっと整理していただければと思います。

以上です。

○大谷委員長　ありがとうございます。家屋が流されてしまったらボンベだけ残っていてもということになるかもしれませんが、マックスその被害ということですので、ある程度小規模な被害があった場合に耐えられるということなのではないかと思います。今の御意見はお伺いしたということにさせていただきます。

○浅野委員　ありがとうございます。

○大谷委員長　続いて、オブザーバーの全国LPガス協会さん、お願いいたします。

○村田オブザーバー　ありがとうございます。本件につきましては、私ども業界としましても大変重要な課題だと受け止めております。今回の省令改正を踏まえまして、12月1日の施行に向けて我々も一丸となって対応する所存でございます。既に販売店の対応例となるQ&A、消費者向けのチラシの作成などにつきましては、経済産業省にも御協力いただきまして、消費者向けのチラシを作成しているところでございます。

今後、実際に消費者向けの活動を行っていくに当たって、もろもろ現場の意見等々対応が必要になってくるような状況が出ますと、また御相談をすることがあろうかと思っておりますので、その点、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長　具体的などころでは御協力いただくということだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかは特に御発言はないようですので、本件もこれで終了ということにしたいと思っております。ありがとうございました。

これで本日の議題は以上ということになります。皆様の御協力で割と早めに終わったということになるかと思っておりますけれども、今回は何か決めるというよりは方向性みたいな、御意見を伺うというような議題が多かったわけですが、我々委員だけで全ての関係者を網羅できているわけでもないと思っておりますので、その辺り、できるだけ幅広く関係者の意見を聴取しながら進めていただければありがたいと思っております。

以上をもちまして予定の議題は全て終了ということにしたいと思っております。それでは、元へ戻りましてというか、全体を通してということで、最初の議題の関係で近藤委員の代理の鈴木様、もう一回御意見があるということですので、よろしくお願ひいたします。



○鈴木代理　　すみません、たびたびの発言で恐縮でございます。議題（１）の基本制度小委員会について事務局から今回意見聴取になった経緯のお話がありましたけれども、私どもはこのような議論の進め方そのものに問題があるという御指摘をさせていただいております。分科会長から、各委員会のほうにそのような指示があったということは私どもも承知しておりますけれども、7月の初旬にこの中間取りまとめがなされるまでに、それぞれの小委員会において全く議論がなされていないという状況の中で中間取りまとめが基本制度小委の検討だけで行われ、かつその後の検討につきましても、今回初めてこのLP小委で議論されているわけですが、このような議論のやり方では、基本制度小委の検討を追認するだけになってしまうのではないかというのが冒頭私が申し上げた趣旨ということでございます。

また、2022年の通常国会を目指した検討というように御説明がございましたけれども、そもそも安全性を確保するということがきちんと確保されるかどうかということ、十分に専門家間で議論を深めることが必要でありますので、お尻の期限ありきということで議論するというような考え方自身が問題があるということを再度御指摘しておきたいと思えます。

たびたび恐縮でございますが、以上でございます。

○大谷委員長　　ただいまのような意見があったということは、また分科会のほうにも上げていただくということになるのだと思えます。今のも含めてですけれども、そのほか事務局から何かコメントはありますか。

○長田補佐　　先ほど議題（１）のところで正田から説明したものと重複しますので、ここでのコメントは特にございません。どうもありがとうございます。

○大谷委員長　　ほかよろしいですか。それでは、本日は活発な議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたしたいと思えます。御協力どうもありがとうございました。

## お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室

電話：03-3501-4032

FAX：03-3501-1856